

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

8 年 6 月 11 日

群馬県知事 あて

主たる事務所 群馬県安中市安中3532-5

所在地

名称 医療法人済恵会

理事長 須藤雄仁

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- ~~7 決算を承認した社員総会（理事会）の議事録の写し~~

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 済恵会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県安中市安中 3 5 3 2 番地 5

(3) 設立認可年月日 昭和 5 4 年 8 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 5 4 年 8 月 9 日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	須藤 雄仁	須藤病院管理者
理 事	須藤 勢津子	
同	須藤 貴仁	
同	田中 暁子	
同	石田 常博	老健管理者
監 事	田中 成明	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	須藤病院	群馬県安中市安中 3532 番地 5	一般病床 89 床 療養病床 31 床 [医療保険 31 床] [介護保険 0 床] 精神病床 0 床 感染症病床 0 床 結核病床 0 床
診療所	さわやかクリニッ ク	群馬県安中市安中 3 丁目 25 番 13 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]
介護老人 保健施設	めぐみ	群馬県安中市安中 3 丁目 25 番 13 号	入所定員 77 名 通所定員 55 名

法 人 名	医療法人済恵会
所 在 地	群馬県安中市安中3532-5

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,752,630 千円
2. 負 債 額	618,663 千円
3. 純 資 産 額	2,133,967 千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,287,136
B 固 定 資 産	1,465,494
C 資 産 合 計 (A+B)	2,752,630
D 負 債 合 計	618,663
E 純 資 産 (C-D)	2,133,967

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人済恵会

所 在 地 群馬県安中市安中3532-5

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,287,136	I 流動負債	513,943
現金及び預金	620,069	支払手形	0
事業未収金	521,976	買掛金	56,407
有価証券	0	短期借入金	341,520
たな卸資産	29,892	未払金	0
前渡金	0	未払費用	98,471
前払費用	33,210	未払法人税等	165
繰延税金資産	0	未払消費税等	2,268
その他の流動資産	81,989	繰延税金負債	0
II 固定資産	1,465,494	仮受金	0
1 有形固定資産	1,238,062	預り金	15,112
建物	856,110	前受収益	0
構築物	8,817	その他の流動負債	
医療用器械備品	63,675	II 固定負債	104,720
その他の器械備品	16,701	医療機関債	0
車両及び船舶	380	長期借入金	104,720
土地	290,482	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	1,897		
2 無形固定資産	15,322	負債合計	618,663
借地権	3,956	純資産の部	
ソフトウェア	9,915	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,451	I 基金	60,772
3 その他の資産	212,110	II 積立金	2,073,195
有価証券	20,242	利益準備金	16,000
長期貸付金	0	別途積立金	690,000
保有医療機関債	0	繰越利益積立金	1,367,195
その他長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
役員等長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	69,559	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	122,309	純資産合計	2,133,967
資産合計	2,752,630	負債・純資産合計	2,752,630

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法 所	人 在	名 地	医療法人済恵会 群馬県安中市安中3532-5
--------	--------	--------	---------------------------

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,226,009
2 事業費用		
(1)事業費	2,901,049	
(2)本部費	177,970	3,079,019
本来業務事業利益		146,990
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		151,658
2 事業費用		140,351
附帯業務事業利益		11,307
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		158,297
II 事業外収益		
受取利息	869	
その他の事業外収益	11,830	12,699
III 事業外費用		
支払利息	5,420	
その他の事業外費用	128,949	134,369
経常利益		36,627
IV 特別利益		
補助金収入	42,876	
その他の特別利益	8,354	51,230
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	5,157	5,157
税引前当期純利益		82,700
法人税・住民税及び事業税	335	
法人税等調整額	0	
当期純利益		82,365

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人済恵会
所在地 群馬県安中市安中3532-5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人済恵会

理事長 須藤雄仁 殿

私は、医療法人済恵会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年5月25日

